

■ の文言は改定後に追加・変更となります。

個人情報の取扱いに関する同意条項

条項番号	改定前	改定後
第2条 (第1条以外での個人情報の利用とその中止の申出)	<p>(2)会員・使用者等は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。</p> <p>(当社の提携会社等)</p> <p>株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行</p> <p>(利用目的)</p> <p>商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p>	<p>(2)会員・使用者等は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。</p> <p>(当社の提携会社等)</p> <p>株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行 株式会社みなと銀行</p> <p>(利用目的)</p> <p>商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動</p>
	(2024年7月現在)	(2025年1月現在)

りそなゴールド《セゾン》ビジネス規約

条項番号	改定前	改定後
第1条 (カードの発行)	<p>(1)本規約を承認し、りそなゴールド《セゾン》ビジネス(以下「カード」という)利用の申込みをされた法人、個人事業主または非法人たる団体(以下まとめて「法人」という)のうち、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p>	<p>(1)本規約を承認し、りそなゴールド《セゾン》ビジネス(以下「カード」という)利用の申込みを行った法人、個人事業主または非法人たる団体(以下まとめて「法人」という)で、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。</p>
第24条 (その他承諾事項)	<p>(2)会員および使用者は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用</p>	<p>(2)会員および使用者は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをATMで行う場合、当社手数料</p>

<p>手数料(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします)をご負担いただくこと。</p> <p>②会員の都合により第 9 条(カード利用代金等の支払方法等)、第 14 条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③当社が会員および使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。</p> <p>④当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類等を申告いただくとともに、会員もしくは使用者の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出いただくこと。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出いただくこと。</p>	<p>(ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします)をご負担いただくこと。</p> <p>②会員の都合により第 9 条(カード利用代金等の支払方法等)、第 14 条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法および、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>③当社が会員および使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じまたは、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収すること。</p> <p>④当社が会員もしくは使用者に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類等を申告いただくとともに、会員もしくは使用者の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出いただくこと。</p> <p>⑤(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出いただくこと。</p> <p>⑥第 9 条(カード利用代金等の支払方法等)(3)に定める利用明細書の再発行時において、会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。</p>
<p>(2024 年 7 月現在)</p>	<p>(2025 年 1 月現在)</p>
<p>R32010(24.07)SHI</p>	<p>R32010(25.01)SHI</p>